

所有する土地の「正確な地図」を作ります 地籍調査を実施

平成27年度から市内全域を対象に地籍調査を実施しています。今年度は上谷、下谷、西中のそれぞれ一部と、上谷新田の全部の区域で実施予定です。

対象となる土地の所有者の方へは、7月ごろから資料を送付します。ご理解、ご協力をお願いします。

◆地籍調査とは
一筆ごとの土地について、土地所有者の立ち会いを経て、地番・地目・面積などを明確にし、簿冊(地籍簿)と正確な地図(地籍図)を作成するための調査です。



地籍調査の流れ

①説明資料の送付

調査対象の土地の所有者に説明資料を送付し、地籍調査の内容や必要性についてお知らせします。

②一筆地調査(現地調査)

一筆ごとの土地について、土地の所有者の方の立ち会いのもとで、自分の土地と隣人の土地の境界確認をするともに、地番や地目などの調査を行います。



※地籍調査では、この一筆地調査がとても重要です。

③地籍測量

一筆ごとに位置を決め、測量を行います。各筆の筆界点をもとに正確な地図(地籍図)を作り、面積を測ります。

④成果の閲覧

一筆地調査と地籍測量により作成した「地籍簿」と「地籍図」の案を、土地の所有者の方が確認する機会を設けます。ここで確認された結果が、最終的な地籍調査の成果になります。

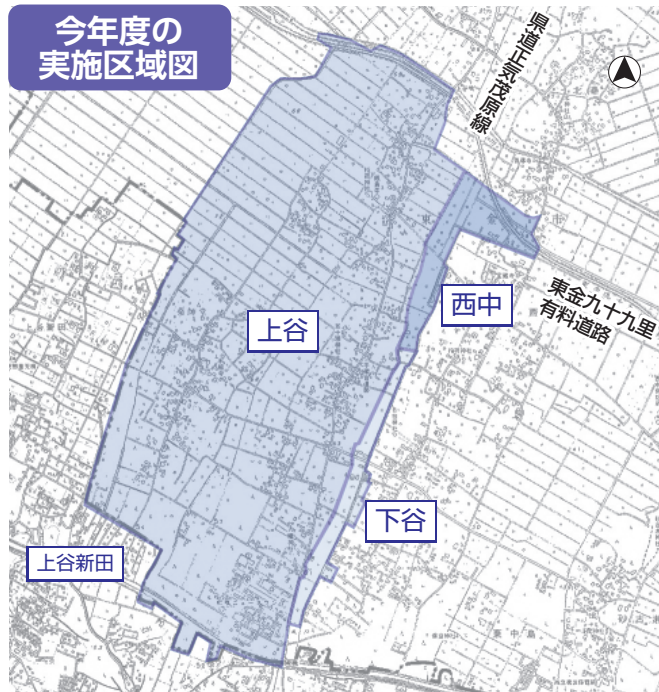
⑤登記所に送付

「地籍簿」と「地籍図」の写しを登記所に送付します。登記所では「地籍簿」をもとに登記簿を修正し、公図の代わりに「地籍図」を登記所に備え付けの正式な地図とします。

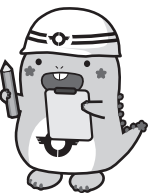


以後、登記所では地籍調査の成果を不動産登記の資料として活用します。

今年度の実施区域図



- ◆地籍調査のメリット
 - ①土地所有者の費用負担は原則不要です。
 - ②所有権移転登記などの手続きは行政では行いません。
 - ③災害からの速やかな復旧が図れます。
 - ④固定資産税の課税が適正化されます。
- 問い合わせ▼建設課
☎(50)1221



とうがね

消費ナビ

想定外の高額請求!トイレ修理トラブルに注意

消費者ホットライン ☎188(いやや)

◆内容

トイレの修理業者を、インターネットで検索し「修理〇百円～」と記載のある業者に依頼した。最初の作業では改善せず、ドリルのようなもので詰まった異物を粉碎することになった。「通常50万円だが半額にする」と言われた承し、詰まりは解消した。手持ちの現金がなく翌日支払うと伝えたがダメだとわれ、ATMで引き出して支払った。後日他の業者に聞いたら、ありえないほど高額だと言われた。

◆アドバイス

・広告に表示された料金で作業できるとは限りません。広告の料金をうのみにせず、依頼する際は、その料金での作業内容や追加料金が発生しないかなどを確認しましょう。

- ・想定していないほど高額な料金の作業を提案された場合は、作業を断るようにしましょう。また、請求額や作業内容に納得できないときは、後日納得した金額で支払う意思があることを示しつつ、その場での支払いはきっぱり断りましょう。
- ・地域の工務店などの、安心して依頼できる事業者の情報を日ごろから集めておきましょう。
- ・広告表示額と請求額が大きく異なる場合など、クーリング・オフできる可能性もあります。

◆消費生活相談

相談費用▶無料 ※電話相談は通話料金が発生します。

問い合わせ▶東金市消費生活センター(商工観光課内)

☎(50)1238

交通安全教室

みんなで学ぼう交通ルール

子どもたちが楽しみながら交通ルールを学ぶイベントです。東金警察署や東金交通安全協会の方々から教わります。

とき▶7月2日(日)午後1時20分~4時(午後0時30分開場)

ところ▶東金文化会館大ホール

対象▶就学前児童~小学生(保護者同伴)

内容▶交通安全のお話/千葉県警察音楽隊による演奏会/模擬信号機を使った横断歩道の渡り方体験

※申込不要です。直接会場へお越しください。

問い合わせ▶青少年相談員連絡協議会事務局(生涯学習課内) ☎(50)1205

相談ガイド

市などの公共機関で行う相談です。すべて無料ですので気軽にご相談ください。

相談名	とき	ところ	問い合わせ	内容・備考
消費生活相談	毎週月~金曜日(祝休日・年末年始を除く) 10:00~12:00、13:00~15:00	消費生活センター(市役所3階)	消費生活センター ☎(50)1238	悪質商法などの消費者トラブルや多重債務の相談に応じます(電話相談可)
職業相談	毎週月~金曜日(祝休日・年末年始を除く) 9:30~17:00	市役所別棟1階	地域職業相談室 ☎(52)1104	職業紹介やパソコン検索が利用できません 雇用保険受給手続きは管轄のハローワークで受け付けます
交通事故相談	7/3(日)10:00~15:00	市役所402会議室	消防防災課 ☎(50)1119	保険請求・示談などの交通事故の相談(要予約)
人権・行政相談	6/15(金)、7/18(火) 13:00~16:00	市役所202会議室	総務課 ☎(50)1117	人権上の悩みや、国の業務への要望などの相談
家庭児童相談	毎週月~金曜日(祝休日・年末年始を除く) 9:00~16:00	子育て支援課内	家庭児童相談室 ☎(50)1168	子育て上の悩みや親子関係、虐待などの相談に応じています
専門(弁護士)相談	①6/21(金)、②7/19(水)10:00~16:00 (予約=①受付中、②7/12(水)~電話のみ)	ふれあいセンター視聴覚室	社会福祉協議会 ☎(52)5198	先着10名、初期相談に限ります(1人30分)
心配ごと相談	第2・第4火曜日(祝休日の場合は翌平日) 13:30~16:30	ふれあいセンター視聴覚室	社会福祉協議会 ☎(52)5198	日常生活の中のちょっとした困りごとをご相談ください
ボランティア相談	毎週月~金曜日(祝休日・年末年始を除く) 13:00~17:00	ボランティアセンター(ふれあいセンター2階)	社会福祉協議会 ☎(52)5198	活動に興味がある、活動をしたい、依頼したいなどの相談
子育て相談	毎週月~金曜日(祝休日・年末年始を除く) 15:00~17:00(要電話予約)	簡易マザーズホーム(ふれあいセンター2階)	簡易マザーズホーム ☎(54)1197	乳幼児の発達に関する心配ごとについて
家庭教育相談	毎週月~金曜日(祝休日・年末年始を除く) 9:00~16:00	市役所別棟2階	家庭教育相談室 ☎(54)0783	いじめや不登校、子育てなど教育問題について

※移動交番、保健ガイド(ふれあいセンターの健診・教室・相談、予防接種、山武健康福祉センターの検査・相談)、休日当番医ガイドは、毎月1日号に掲載しています。